

# 国税審議会

主管省及び庶務担当部局課 国税庁長官官房 総務課、人事課  
国税庁課税部 酒税課

電話番号 (03)3581-4161(代表)

ホームページ <http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/shingi-kenkyu/kenkyu.htm>

根拠法令 財務省設置法第21条

設置年月日 平成13年1月6日

## 所掌事務

1. 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官から意見を求められた事項の調査審議
2. 税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分等の審議
3. 酒税の保全のため、酒類製造業者等に対し命令を発する場合、酒類の製法・品質等の表示の基準を定める場合又は重要基準を定める場合における、その命令、表示の基準又は重要基準の審議
4. 酒類製造業者等に対し以下の命令を行う場合の命令内容の審議
  - ① 酒類の製造又は輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示又は勧告後の命令
  - ② 酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告及び公表後の命令
  - ③ 酒類小売業に係る容器包装廃棄物の排出抑制の促進の

状況が著しく不十分である場合における勧告及び公表後の命令

## 分科会等

### <分科会>

#### 1. 国税審査分科会

(所掌事務) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官から意見を求められた事項の調査審議

#### 2. 税理士分科会

(所掌事務) 税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分等の審議

#### 3. 酒類分科会

(所掌事務)

- ① 酒税の保全のため、酒類製造業者等に対し命令を発する場合、酒類の製法・品質等の表示の基準を定める場合又は重要基準を定める場合における、その命令、表示の基準又は重要基準の審議
- ② 酒類製造業者等に対し以下の命令を行う場合の命令内容の審議
  - ・ 酒類の製造又は輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示又は勧告後の命令
  - ・ 酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告及び公表後の命令
  - ・ 酒類小売業に係る容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告及び公

## 表後の命令

<部 会> なし

委員<定数> 20 人以内（学識経験者）

うち常勤 なし

<任期> 2 年

<氏名> 青山理恵子（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長）

飯村 穰（山梨大学大学院医学工学総合研究部講師）

石井 宏尚（日本税理士会連合会相談役）

○井堀 利宏（東京大学大学院経済学研究科教授）

岩崎 政明（横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授）

潮田 道夫（毎日新聞社論説委員）

尾原 榮夫（国家公務員共済組合連合会理事長）

角田 光代（作家／社団法人日本文藝家協会理事）

河村小百合（株式会社日本総合研究所調査部主任研究員）

神津 十月（作家）

◎○小林 逸太（東海大学政治経済学部教授）

須磨佳津江（キャスター・ジャーナリスト）

○高橋 滋（一橋大学大学院法学研究課教授／国際・公共政策大学院長）

田嶋 尚子（東京慈恵会医科大学糖尿病・代謝・内分泌内科教授）

辰馬 章夫（日本酒造組合中央会会長）

田中 稔三（キャノン株式会社代表取締役副社長）

林 菜つみ（弁護士）

## 諮問・答申事項等

税理士の懲戒処分等事案の審議（平 20. 5. 16 諮問、平 20. 6. 11 答申）

税理士の懲戒処分等事案の審議（平 20. 10. 29 諮問、平 20. 11. 27

答申)

税理士及び税理士法人の懲戒処分等事案の審議(平 21. 4. 22 諮問、平 21. 6. 5 答申)

税理士の懲戒処分等事案の審議(平 21. 11. 4 諮問、平 21. 11. 30 答申)

税理士及び税理士法人の懲戒処分等事案の審議(平 22. 4. 22 諮問、平 22. 6. 11 答申)

酒類における有機等の表示基準を定める件の一部改正 (平 19. 6. 5 諮問、平 20. 5. 30 一部答申、平 20. 6. 30 答申)